

第 6 章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案して、環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置を検討すること。

記

1 事業計画について

(1) 全般事項

事業の規模、実施期間等の事業計画については、関係機関と協議の上、各種の行政計画との整合を図ること。

(2) 土地利用計画

土地利用計画については周囲の環境に十分配慮して策定すること。特に、生態系の保全に配慮すること。また、交通流の変化や洪水浸水の予測等を踏まえること。

(3) 公園、水辺環境の整備

小規模な水路、水たまり、あぜ道等の水田地域が有する生物生息環境の多様性や、北西部と南部の水田との連続性に配慮した整備を行うこと。

(4) 埋蔵文化財

計画地に遺跡が隣接しており、計画地の地形等を考慮すると文化財包蔵地が存在する可能性があるため、工事着手前に教育委員会と必要な協議を行うこと。

(5) 猛禽類の営巣時対応

工事期間中に猛禽類の営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般事項

ア 立地予定企業の事業内容について、できる限り具体的に想定した上で予測及び評価を行うこと。

イ 準備書の作成に当たっては、調査地域・地点及び予測地域・地点の選定理由を具体的に明らかにすること。

(2) 大気質、騒音、振動

- ア 計画地と圏央道坂戸インターチェンジとの接続部が、計画地内の区画道路の交差点に近接しており、交通渋滞等の発生が懸念されるため、交通流、交通量等の調査及び予測を適切に行い、周辺住宅地への影響を評価すること。
- イ 風配図を作成するなどして風況を適切に把握した上で、大気質の予測を行うこと。

(3) 水象

農業用水路及び排水路の付け替えにあたっては、計画地周辺の水象への影響をできる限り回避もしくは低減できるようにすること。

(4) 地盤

計画地が軟弱地盤であるため、地盤沈下等の問題が生じないよう、地質を精査し、造成方法や調整池の構造仕様について十分に検討すること。

(5) 動物、植物、生態系

- ア 猛禽類については、その行動範囲に応じた調査を行うこと。
- イ 着目種の餌生物量の変化について、できる限り定量的に調査及び予測を行うこと。そのために、第一次消費者(大型昆虫等)やより高次の消費者(鳥類、両生類等)の生息状況を効果的かつ効率的に把握することができる調査方法を選択すること。
- ウ 日照条件が鳥類等に与える影響について検討すること。

3 環境保全措置について

(1) 水質

- ア 工事中の排水管理に関して、pHとSSを項目として定期的に調査を行うこと。
- イ 調整池の水質管理に関して、環境保全措置を検討すること。

(2) 動物、植物、生態系

保全すべき動物、植物及び生態系については、明確かつ具体的に保全目標を定めて調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

(3) 自然とのふれあいの場

計画地を横断するウォーキングコースについて利用状況等を調査し、利用目的に沿って代替措置等を検討すること。